

安全衛生管理規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団（以下「当財団」と言う。）における安全衛生管理規程（以下「本規程」と言う。）は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）及び関係法令、並びに就業規則に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する為に必要な事項を定めたものである。
- 2 本規程の定めのない事項については、労働基準法、労働安全衛生法及びその他安全衛生に関する諸法令、並びに内部諸規定の定めるところによる。

(対象)

- 第2条 本規程は、次の職員に適用する。
- 一 正社員
 - 二 パートタイマー、アルバイト
 - 三 契約社員、
- 2 前項に関わらず、同第2号及び第3号のうち、次の各号に掲げる者は、第16条から第19条までを適用しない。
- 一 期間の定めのある労働規約により使用される者であつて、健康診断の実施日現在において、1年以上使用される事が予定（契約の更新による場合を含む。）されていない者（1年以上引き続き使用されるものを除く。）
 - 二 1週間の労働時間数が、同一事業で同種の業務に従事する通常の職員の4分の3未満の者

(当財団の責務)

- 第3条 当財団は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の安全と健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の責務)

- 第4条 職員は、常に自己の健康の保持及び増進、並びに労働の安全及び災害防止に努めなければならない。
- 2 職員は、本規定及び安全衛生に関する諸法令、並びに内部諸規程を遵守するとともに、当財団の講じる措置に協力しなければならない。
- 3 職員は、災害や事故の発生を発見したまたはおそれのある事を知ったときは、適切な緊急措置を講ずるとともに、速やかに所属長に報告しなければならない。

第2章 職員の就業にあたっての措置

(安全衛生教育)

第5条 当財団は、職員を採用し、または職員の職務内容を変更した時、当該職員に対し、遅滞なく、次の各号に掲げる事項のうち当該職員が従事する職務に関する安全または衛生の為に必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 一 当該職務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
 - 二 整理、整頓及び清潔の保持に関する事
 - 三 事故時等における応急措置及び避難に関する事
 - 四 前各号に掲げるものの他、当該事項に関する安全または衛生の為に必要な事項
- 2 当財団は、前項各号に掲げる事項の全部または一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる職員について、当該事項についての教育を省略することが出来る。
- 3 職員は、当財団が行う安全衛生教育について、積極的に参加しなければならない。

(過重労働による健康障害防止対策)

第6条 当財団は月60時間を超える時間外労働を行った職員について、面接指導または面接指導に準ずる措置を受けさせるとともに、その他必要な事後措置を講じなければならない。

(健康診断)

第7条 職員は、当財団の行う健康診断を受けなければならない。ただし、職員が当財団の指定した医療機関が行う健康診断を受けない場合において、他の医師に行う健康診断を受け、その結果を証明する書面（当該職員の受けた健康診断の項目毎に、その結果御記載した書面。）を当財団に提出した時は、この限りではない。

- 2 前項の定める健康診断は次の区分によって行う。
- 一 入社時の健康診断
 - 二 定期健康診断
 - 三 その他法令が定める健康診断
- 3 当財団は、職員の申し出に基づき、法令が定める項目以上の検査を受けることを認めることができる

(健康診断の結果に対する措置)

第8条 当財団は、前条の健康診断の結果に対し、次の各号に掲げる事項を行わなくてはならない。

- 一 健康診断を行った医療機関によって、異常の所見があると診断された職員に対する再検査及び精密検査の受診の勧奨
- 二 健康診断個人票の作成及び保存（保管期間は5年とする）
- 三 職員への速やかな診断結果の通知

(健康診断の費用)

第9条 当財団は、第7条の健康診断及び前条第1号の再検査に要する費用を負担する。

2 前条第1号の精密検査に要する費用については、職員の負担とする。

(健康診断等にかかる時間の取扱いについて)

第10条 職員が第7条の健康診断及び第8条第1号の再検査を就業時間内に受診した場合、当核健康診断に要した時間は、労働したものとする。

2 職員が第8条第1号の精密検査を就業時間内に受診した場合、当核検査に要した時間は、賃金を支給しない。

(病者等への把握)

第11条 当財団は、体調不良等により連続して2週間以上（休日を含む）の休暇を取得している職員について、主治医による診断書等の把握に努めなければならない。

(病者等への把握)

第12条 当財団は、前条の職員及び健康に異常がある職員について、必要があると認める時は、当核職員の実情を考慮し、所属部署の変更、作業の転換、労働時間の短縮、その他必要な措置を講ずる事とする。

第3章 療養及び出勤等の手続き

(伝染病発生時の措置)

第13条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合、口頭又は文章により直ちにその旨を所属長に届け出なければならない。

- 一 他人に伝染する恐れがある疾病に罹患した場合
- 二 職員の自宅もしくは近隣に感染症が発生し、またその疑いがある場合
- 三 感染患者に接触した場合
- 四 その他、主治医または産業医から就業を禁止する旨の診断を受けた場合

(病者等の就業の禁止)

第14条 当財団は、次の各号のいずれかに該当する職員について、その就業を禁止する措置を取らなければならない。ただし、第1号について、当核職員が感染症予防した場合はこの限りではない。

- 一 病毒伝播のおそれのある感染症の疾病にかかった者
- 二 精神障害の為に、現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある者
- 三 心臓、肝臓、肺等の疾病で、労働の為疾病が著しく増悪するおそれのあるものにかかった

者

四 前条第4号の届け出がなされた場合

五 その他前各号に準ずる疾病で、厚生労働大臣が定めるものにかかった場合

2 当財団は、前項の措置を講じる際は、文章をもって指示しなければならない。

(療養の義務)

第15条 前条の指示を受けた職員は、その指示及び専門の医師の療養指導に従って療養に専念し、健康の回復に努めなければならない。

(出勤の手続き)

第16条 第14条により就業を禁止されていた職員が、勤務に復しようとしている時は、出勤了承申請書(別紙様式)に医師の診断書を添えて当財団に提出し、当財団の了承を受けなければならない。

2 当財団は、前項の他、第11条の職員が勤務に復しようとする時は、当核職員の円滑な職場復帰及び業務の継続に資する為、必要な支援を行わなければならない。

第4章 快適な職場環境形成の為の措置

(職場環境形成の為の措置)

第17条 当財団は、事業場における安全衛生の水準の向上を図る為、次の各号に掲げる措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。

一 作業環境を快適な状態に維持管理する為の措置

二 職員の従事する作業について方法を改善する為の措置

三 作業に従事することによる職員の疲労を回復する為の施設または設備の設置または整備

四 前各号に掲げるものの他、快適な職場環境を形成する為に必要な措置

第5章 健康情報の取扱い

(健康情報の保護)

第18条 健康診断の事務に従事する職員は、当財団が指定する者に限る者とする。

(秘密情報の保護)

第19条 前条の職員は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

第8章 雑則

(改廃)

第20条 本規程は、関係法令等の改正等に応じて改定を行う場合がある。

2 本規程の改廃は、理事会の了承を得て行う。

(補則)

第21条 本規程に定めるものの他、職員の安全衛生管理に関して必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

2016年12月14日 施行

別紙様式（第25条関係）

出勤了承申請書

年 月 日

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団
代表理事 澤上 篤人 様

所属
氏名 印

私は、 年 月 日から疾病等により療養しておりましたが、下記添付書類の通り回復しましたので、出勤の了承いただきたく申請致します。

記

添付書類 医師の診断書1通

以上

（注）結核性疾患の場合は、レントゲン写真（直接及び断層撮影）を添付の事。